

## 議 案 目 次

(議案番号)	(案 件)	(頁)
議案第 49 号	平成29年度盛岡市一般会計補正予算 (第1号) .....	1
議案第 50 号	盛岡市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について.....	4
議案第 51 号	盛岡市市税条例の一部を改正する条例について.....	6
議案第 52 号	盛岡市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について.....	9
議案第 53 号	盛岡市立高等学校授業料等条例の一部を改正する条例について.....	10
議案第 54 号	盛岡市改良住宅条例及び盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例について.....	11
議案第 55 号	民事調停の申立て及び調停不成立等の場合における訴えの提起について.....	12
議案第 56 号	財産の取得について.....	14
議案第 57 号	財産の取得について.....	15
議案第 58 号	財産の取得について.....	16
議案第 59 号	盛岡市立区界高原少年自然の家大規模改修等 (建築主体) 工事に係る請負契約の締結について.....	17
議案第 60 号	市道の路線の認定及び変更について.....	18
議案第 61 号	盛岡市監査委員の選任について.....	別紙
議案第 62 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて.....	別紙
議案第 63 号	専決処分につき承認を求めることについて.....	20

議案第 49 号

平成29年度盛岡市一般会計補正予算（第1号）

平成29年度盛岡市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ90,846千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 107,750,846千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年6月8日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 19,583,286	千円 6,409	千円 19,589,695
	2 国庫補助金	4,364,508	6,409	4,370,917
17 財産収入		496,786	71,326	568,112
	2 財産売払収入	334,969	71,326	406,295
19 繰入金		1,998,477	13,111	2,011,588
	2 基金繰入金	1,967,541	13,111	1,980,652
歳入合計		107,660,000	90,846	107,750,846

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		千円 44,155,064	千円 4,909	千円 44,159,973
	1 社会福祉費	17,756,686	4,909	17,761,595
6 農林費		2,648,168	1,182	2,649,350
	2 林業費	324,304	1,182	325,486
7 商工費		1,213,984	0	1,213,984
	1 商工費	1,213,984	0	1,213,984
8 土木費		16,016,839	71,326	16,088,165
	4 都市計画費	8,999,890	71,326	9,071,216
10 教育費		7,682,036	13,429	7,695,465
	1 教育総務費	838,151	1,327	839,478
	3 中学校費	1,220,756	11,000	1,231,756
	6 社会教育費	2,410,582	1,102	2,411,684
歳 出 合 計		107,660,000	90,846	107,750,846

議案第 50 号

盛岡市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について  
盛岡市職員の退職手当に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成29年6月8日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

盛岡市職員の退職手当に関する条例（昭和31年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第11条第10項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であつて、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

第11条第11項第5号中「公共職業安定所」の次に「、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者」を加える。

附則に次の1項を加える。

17 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第11条第10項の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第11条第10項	第28条まで	第28条まで及び附則第5条
第11条第10項第2号	イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基	イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

	<p>準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</p>	<p>ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）</p>
--	--	---

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条第11項第5号の改正規定及び附則第3項の規定は、平成30年1月1日から施行する。
- 2 改正後の盛岡市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第11条第10項（第2号に係る部分に限り、新条例附則第17項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した盛岡市職員の退職手当に関する条例第2条に規定する職員をいう。以下同じ。）であつて同条例第11条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日がこの条例の施行の日以後であるものについて適用する。
- 3 退職職員であつて雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）第4条の規定による改正後の職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は職業安定法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第11条第11項（第5号に係る部分に限り、盛岡市職員の退職手当に関する条例第11条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が平成30年1月1日以後である場合について適用する。

提案理由

国の例に準じ、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に規定する基本手当に相当する退職手当を同法に規定する個別延長給付等の例により支給することができることとするとともに、同法に規定する移転費に相当する退職手当の支給対象とする者を追加しようとするものである。

議案第 51 号

盛岡市市税条例の一部を改正する条例について

盛岡市市税条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成29年6月8日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市市税条例の一部を改正する条例

盛岡市市税条例（昭和25年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第51条の3第1項中「第51条の2」を「前条」に改め、同条を第51条の4とし、第51条の2を第51条の3とし、第51条の次に次の1条を加える。

（法第 349条の3第28項等の条例で定める割合）

第51条の2 法第 349条の3第28項に規定する割合は、3分の1とする。

2 法第 349条の3第29項に規定する割合は、3分の1とする。

3 法第 349条の3第30項に規定する割合は、3分の1とする。

附則第3条の4第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第7条の2の2中第11項を第13項とし、第10項の次に次の2項を加える。

11 法附則第15条第44項に規定する割合は、3分の1とする。

12 法附則第15条第45項に規定する割合は、3分の2とする。

附則第7条の8を附則第7条の10とし、附則第7条の3から附則第7条の7までを2条ずつ繰り下げ、附則第7条の2の2の次に次の2条を加える。

（新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告）

第7条の3 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第3項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋の建築年月日、登記年月日及び当該家屋を居住の用に供した年月日

(4) 当該年度の初日の属する年の1月31日を経過した後に申告書を提出する場合には、同日までに提出することができなかつた理由

（サービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告）

第7条の4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者

は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について施行令附則第12条第21項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

附則第15条の3中「第17項、第18項」を「第13項、第17項」に、「第39項若しくは第42項」を「第42項、第44項若しくは第45項」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第3条の4第1項の改正規定及び次項の規定 平成31年1月1日

(2) 附則第7条の2の2中第11項を第13項とし、第10項の次に2項を加える改正規定（同条第12項に係る部分に限る。） 都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

##### （市民税に関する経過措置）

2 改正後の盛岡市市税条例（以下「新条例」という。）附則第3条の4第1項の規定は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

##### （固定資産税に関する経過措置）

3 新条例第51条の2の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税から適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

##### （盛岡市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正）

4 盛岡市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成28年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第51条の2」を「第51条の3」に改める。

##### （調整規定）

5 この条例の施行の日が都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の前日である場合には、同日の前日までの間における新条例附則第15条の3の規定の適用については、同条中「第44項若しくは第45項」とあるのは、「若しくは第44項」とする。

#### 提案理由



地方税法（昭和25年法律第 226号）の改正に伴い、家庭的保育事業等の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の算定に係る割合を定めるとともに、必要な規定の整備をしようとするものである。

議案第 52 号

盛岡市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について

盛岡市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成29年6月8日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

盛岡市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成24年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条中「平成29年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

復興産業集積区域において施設等を新設し、又は増設した個人事業者又は法人に対する固定資産税の課税免除の要件である指定事業者又は指定法人としての指定を受ける期間を4年延長しようとするものである。

議案第 53 号

盛岡市立高等学校授業料等条例の一部を改正する条例について  
盛岡市立高等学校授業料等条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成29年6月8日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市立高等学校授業料等条例の一部を改正する条例

盛岡市立高等学校授業料等条例（昭和40年条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「」に」を「以下同じ。）又は平成28年台風第10号による災害に」に改める。

附則第5項中「平成23年3月11日以後に納付された」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 東日本大震災により甚大な被害を受けたと認めた者が平成23年3月11日以後に納付した入学  
考査料及び入学料
- (2) 平成28年台風第10号による災害により甚大な被害を受けたと認めた者が平成28年9月1日以後に納付した入学考査料及び入学料

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

平成28年台風第10号による災害により甚大な被害を受けたと認めた者について、入学考査料及び入学料を免除できるとしようとするものである。

議案第 54 号

盛岡市改良住宅条例及び盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例について  
盛岡市改良住宅条例及び盛岡市市営住宅条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成29年6月8日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市改良住宅条例及び盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例

(盛岡市改良住宅条例の一部改正)

第1条 盛岡市改良住宅条例(昭和37年条例第37号)の一部を次のように改正する。

別表市営青山三丁目アパート14号館の項を削る。

(盛岡市市営住宅条例の一部改正)

第2条 盛岡市市営住宅条例(平成9年条例第32号)の一部を次のように改正する。

別表市営青山三丁目アパート16号館の項を削る。

附 則

この条例は、平成29年7月1日から施行する。

提案理由

市営住宅建替事業の施行に伴い、改良住宅のうち市営青山三丁目アパート14号館を、市営住宅のうち市営青山三丁目アパート16号館をそれぞれ廃止しようとするものである。

議案第 55 号

民事調停の申立て及び調停不成立等の場合における訴えの提起について

次のとおり民事調停を申し立てるものとし、調停が不成立等の場合においては訴えを提起するものとする。

平成29年6月8日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 相手方

(1) 住所

氏名

(2) 住所

氏名

(3) 住所

氏名

2 調停申立ての趣旨

(1) [redacted]に係る滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払を求めるものである。

(2) [redacted]に係る滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払を求めるものである。

(3) [redacted]に係る滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払を求めるものである。

3 調停申立ての理由

各相手方は、いずれも市営住宅等の家賃を長期にわたり滞納し、支払の督促に応じないものである。

4 調停不成立等の場合の方針

この調停が成立しなかった場合又はこの調停において目的を達することができなかった場合は、市営住宅等の明渡し並びに滞納家賃及びこれに係る督促手数料並びに盛岡市市営住宅条例（平成9年条例第32号）第43条第3項の規定により支払うべき金銭の支払の請求に係る訴えを提起するものとする。

提案理由

市営住宅等に係る滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払について民事調停を申し立て、及び

調停不成立等の場合においては訴えを提起するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 56 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

平成29年6月8日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 取得する財産

種 別	名 称	数 量	予 定 価 格
車 両	消防ポンプ自動車の購入	2 台	34,560,000円

2 取得の方法 買入れ

3 取得の相手方

株式会社ダイトク 代表取締役 竹 下 博

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 57 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

平成29年 6 月 8 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 取得する財産

種 別	名 称	数 量	予 定 価 格
車 両	小型動力ポンプ付積載車の購入	2 台	21,535,200円

2 取得の方法 買入れ

3 取得の相手方

互光商事株式会社 代表取締役 玉 川 康 介

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。



議案第 58 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

平成29年6月8日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 取得する財産

種 別	名 称	数 量	予 定 価 格
体育器具類	盛岡市総合アリーナ移動型室内競技表示盤等の購入	1 式	26,676,000円

2 取得の方法 買入れ

3 取得の相手方

コセキ株式会社盛岡営業所 所長 中 館 秀 憲

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 59 号

盛岡市立区界高原少年自然の家大規模改修等（建築主体）工事に係る請負契約の締結  
について

盛岡市立区界高原少年自然の家大規模改修等（建築主体）工事について次により請負契約を締結  
するものとする。

平成29年6月8日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 契約工事の名称 盛岡市立区界高原少年自然の家大規模改修等（建築主体）工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 金 223,214,400 円也
- 4 契約の相手方 株式会社熊谷工務店 代表取締役 熊 谷 則 子

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 60 号

市道の路線の認定及び変更について

市道の路線を次のとおり認定及び変更するものとする。

平成29年6月8日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 路線の認定

整理番号	路 線 名	起 点	終 点
A b 772	黒石野一丁目30号線	黒石野一丁目 102番7地先	黒石野一丁目 104番2地先
A b 773	黒石野一丁目31号線	黒石野一丁目 102番13地先	黒石野一丁目 102番16地先
B a 496	山王町10号線	山王町15番1地先	山王町17番6地先
C a 834	向中野 150号線	向中野字道明 130番49地先	向中野字道明 130番43地先
C a 835	向中野 151号線	向中野字道明 130番77地先	向中野字道明 130番43地先
C a 836	向中野 152号線	向中野字道明 130番85地先	向中野字道明 130番26地先
D c 598	みたけ二丁目19号線	みたけ二丁目 133番37地先	みたけ二丁目 133番38地先
D c 599	みたけ二丁目20号線	みたけ二丁目 133番36地先	みたけ二丁目 133番38地先
D c 600	みたけ二丁目21号線	みたけ二丁目 133番37地先	みたけ二丁目 133番34地先
D c 601	みたけ二丁目22号線	みたけ二丁目 133番39地先	みたけ二丁目 133番34地先
D c 602	みたけ二丁目23号線	みたけ二丁目 133番地先	みたけ二丁目 133番37地先
都 4179	岩手飯岡駅歩行者専用道	永井17地割35番1地先	永井17地割68番1地先
都 4180	坂の下1号線	津志田15地割46番1地先	津志田15地割44番8地先
都 4181	坂の下2号線	津志田15地割47番8地先	津志田15地割45番8地先
都 4182	坂の下3号線	津志田15地割52番地先	津志田15地割51番1地先
都 4183	下永林13号線	津志田14地割1番6地先	津志田15地割52番地先
都 4184	高橋10号線	永井24地割48番2地先	永井24地割48番1地先
都 4185	西見前高屋敷3号線	西見前18地割17番2地先	西見前18地割4番21地先
都 4186	西見前高屋敷4号線	西見前18地割4番25地先	西見前18地割61番1地先

都 4187	西見前高屋敷5号線	西見前18地割4番27地先	西見前18地割4番30地先
玉 621	洪民東枝2号線	洪民字愛宕33番地先	洪民字愛宕29番10地先

## 2 路線の変更

整理番号	路線名	起 点	終 点
都 1814	大道西西線	三木柳10地割60番3地先	新 永井24地割61番1地先
			旧 永井24地割58番7地先

### 提案理由

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 63 号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成29年 6 月 8 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市市税条例等の一部改正について、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年 3 月 31 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市市税条例等の一部を改正する条例

（盛岡市市税条例の一部改正）

第 1 条 盛岡市市税条例（昭和25年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第35条第 4 項中「第38条第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定配当等申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第38条の 2 第 1 項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第 1 号に掲げる申告書及び第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第38条第 1 項の規定による申告書

(2) 第38条の 2 第 1 項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第35条第 6 項中「第38条第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定株式等譲渡所得金額申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第38条の 2 第 1 項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第 1 号に掲げる申告書及び第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第38条第1項の規定による申告書

(2) 第38条の2第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第36条の8第1項中「第35条第4項の申告書」を「第35条第4項に規定する特定配当等申告書」に、「同条第6項の申告書」を「同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に、「法第2章第1節第6款」を「同節第6款」に改める。

第45条の5第1項中「によつて」を「により」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に改め、同条第3項中「においては」を「には」に改め、「とする」の次に「。第5項第1号において同じ」を加え、「によつて」を「により」に改め、同条第5項中「については」の次に「前項の規定にかかわらず」を加え、同条第6項中「によつて」を「により」に、「第75条の2第7項」を「第75条の2第9項」に改め、同条第7項中「によつて」を「により」に改める。

第45条の6第1項中「においては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同条第2項中「とする」の次に「。第4項第1号において同じ」を加え、同条第4項中「法第321条の8第22項の申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出」を「納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）に、「（当該修正申告書」を「（当該増額更正」に、「同条第1項」を「法第321条の8第1項」に、「修正申告書が提出された」を「増額更正があつた」に、「修正申告書の提出」を「増額更正」に改め、「については」の次に「前項の規定にかかわらず」を加え、「が提出した修正申告書に係る」を「についてされた当該増額更正により納付すべき」に、「第48条の15の5第3項」を「第48条の15の5第4項」に改め、同項第2号中「修正申告書に係る更正」を「増額更正」に、「まで」を「（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）まで」に改める。

第51条第8項中「、第349条の4又は第349条の5」を「又は第349条の3の4から第349条の5まで」に改める。

第52条の2の見出し中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同条第1項中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同項第3号中「の区分所有者全員の共有に属する共用部分」を削る。

第52条の3の見出し中「あん分」を「按分」に改め、同条第1項中「あん分の」を「按分の」に改め、同項第5号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第2項中「あん分の」を「按分の」に、「翌々年度（（法第349条の3の3第1項）を「翌々年度（同項）に、「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第64条の3において「被災市街地復興推進地域」という。）が定め

られた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。同条において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同項第6号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第3項中「あん分」を「按分」に改める。

第64条の3第1項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同条第2項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度分」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。」を加える。

第147条第2号中「26万5,000円」を「27万円」に改め、同条第3号中「48万円」を「49万円」に改める。

附則第6条第1項中「平成30年度」を「平成33年度」に改める。

附則第7条の2中「、第15条の2又は第15条の3」を「から第15条の3の2まで」に、「第349条の5」を「第349条の3の4から第349条の5まで」に、「第349条の5又は」を「第349条の3の4から第349条の5まで又は」に、「、第15条の2若しくは第15条の3」を「から第15条の3の2まで」に改める。

附則第7条の2の2第5項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第32項第1号イ」に改め、同条第6項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第32項第1号ロ」に改め、同条第7項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第32項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第32項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第33項第2号ハ」を「附則第15条第32項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第37項」に改め、同条中第11項を削り、第12項を第11項とする。

附則第7条の3中「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改める。

附則第7条の4中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同条第4号中「附則第12条第28項」を「附則第12条第30項」に改め、同条第6号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改める。

附則第7条の5中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同条第5号中「附則第12条第36項」を「附則第12条第38項」に改める。

附則第7条の6中「に施行規則附則第7条第11項」を「に施行規則附則第7条第14項」に、「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同条第5号中「附則第7条第11項」を「附則第7条第14項」に改め、同条を附則第7条の8とし、附則第7条の5の次に次の2条を加える。

（特定耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告）  
第7条の6 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規

定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

（特定熱損失防止改修住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告）

第7条の7 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び施行令附則第12条第38項に規定する補助金等
- (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第13条の2第3項中「次項」を「以下この条（第5項を除く。）」に改め、同条に次の3項を加える。

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。



6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第14条を次のように改める。

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第14条 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第76条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第78条及び第79条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第2項の規定の適用がある場合における第16条の規定の適用については、同条中「納期限」とあるのは、「納期限（附則第14条第2項の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該）」とする。

附則第15条の3中「第32項、第42項」を「第31項、第39項」に、「第45項」を「第42項」に改める。

附則第20条第2項中「申告書を提出した場合」を「特定配当等申告書を提出した場合（次に掲

げる場合を除く。)」に、「第35条第1項」を「同条第1項」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第35条第4項ただし書の規定の適用がある場合
- (2) 第35条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

附則第22条の2第1項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「に基因」を「の基因」に、「同法第31条第1項」を「同項」に、「附則第34条の2第4項」を「附則第34条の2第1項」に、「除く。以下この条」を「除く。次項」に、「同項」を「前条第1項」に改め、同条第2項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第9項」を「附則第34条の2第10項」に、「場合においては」を「ときは」に改める。

附則第25条の2第4項中「第38条第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において）」を「特例適用配当等申告書（」に、「ものに限り、その時までに提出された第38条の2第1項に規定する確定申告書を含む）」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ）」に、「これらの申告書」を「特例適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第38条第1項の規定による申告書
- (2) 第38条の2第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第25条の3第4項中「第38条第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「条約適用配当等申告書（」に、「もの及びその時までに提出された第38条の2第1項の確定申告書を含む）」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項及び第6項において同じ）」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第38条第1項の規定による申告書
- (2) 第38条の2第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第25条の3第6項中「第38条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第38条の2第1項の確定申告書を含む。）」を「条約適用配当等申告書」に、「これらの申告書」を「条約適用

配当等申告書」に改める。

(盛岡市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 盛岡市市税条例等の一部を改正する条例(平成29年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち盛岡市市税条例附則第13条の2の見出し及び同条第1項を改め、同条第2項から第4項までを削る改正規定中「加え、同条第2項から第4項までを削る」を「加える」に改め、同改正規定の次に次のように加える。

附則第14条を削り、附則第14条の2を附則第14条とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の盛岡市市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第45条の5第3項及び第5項並びに第45条の6第2項及び第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第45条の5第3項又は第45条の6第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第51条第8項及び附則第7条の2(地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号。次項及び次条第2項において「改正法」という。))による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下この項において「新法」という。)第349条の3の4に係る部分に限る。)の規定は、平成28年4月1日以後に発生した新法第349条の3の3第1項に規定する震災等(次項において「震災等」という。)に係る新法第349条の3の4に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例第52条の3第2項及び第64条の3の規定は、平成28年4月1日以後に発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による改正前の地方税法(次項において「旧法」という。)第349条の3の3第1項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

2 市長は、納付すべき軽自動車税（平成28年度以前の年度分のものに限る。）の額について不足額があることを盛岡市市税条例第76条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者以外の者（以下この条において「第三者」という。）にあるときは、地方税法第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第三者（当該第三者と改正法附則第18条第2項に規定する特別の関係がある者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（同条例第78条及び第79条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

(国民健康保険税に関する経過措置)

第5条 新条例の規定中国民健康保険税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 61 号

盛岡市監査委員の選任について

次の者を識見を有する者のうちから選任される盛岡市監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 196条第 1 項の規定により同意を求める。

平成29年 6 月 8 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

小山田 正 美

議案第 62 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第 139号）第6条第3項の規定により意見を求める。

平成29年6月8日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

川 村 憲 司

鎌 田 孝 雄

遠 藤 晴 美

竹 田 勝 博

